\bigcirc

農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令(平成五年大蔵省・農林水産省令第一号)

法第二条第十九項に規定する損害保険代理店をいう。 小におい口 保険業法第二百七十六条の登録を受けた損害保険代理店(同	法第二条第二十一項に規定する損害保険代理店をいう。) とし口 保険業法第二百七十六条の登録を受けた損害保険代理店(同
限る。)の締結の代理又は媒介)の締結の代理又は媒介
に係る保険料及び保険金の額と比して妥当なものであるものに	保険料及び保険金の額と比して妥当なものであるものに限る。
く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び保険金の額が主契約	つ、当該保険特約に係る保険料及び保険金の額が主契約に係る
のでないときは、当該保険特約は、主契約の内容と関連性が高	いときは、当該保険特約は、主契約の内容と関連性が高く、か
が、同項第一号から第五号までに掲げる保険契約に相当するも	項第一号から第五号までに掲げる保険契約に相当するものでな
以下このイにおいて「主契約」という。)に付される保険特約	のイにおいて「主契約」という。) に付される保険特約が、同
一項第一号から第五号までに掲げる保険契約(当該保険契約(一号から第五号までに掲げる保険契約(当該保険契約(以下こ
保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号)第二百十一条第	法施行規則 (平成八年大蔵省令第五号) 第二百十二条第一項第
所属保険会社をいう。ロ及びハにおいて同じ。)のために行う	等をいう。口からニまでにおいて同じ。) のために行う保険業
て同じ。)としてその所属保険会社(同条第二十項に規定する	その所属保険会社等(同条第二十四項に規定する所属保険会社
法第二条第十七項に規定する生命保険募集人をいう。 ハにおい	法第二条第十九項に規定する生命保険募集人をいう。) として
イ 保険業法第二百七十六条の登録を受けた生命保険募集人(同	イ 保険業法第二百七十六条の登録を受けた生命保険募集人(同
掲げるもの	掲げるもの
四の二 保険業法第二条第二十二項に規定する保険募集のうち次に	四の二 保険業法第二条第二十六項に規定する保険募集のうち次に
一~四 (略)	一~四 (略)
に掲げる業務(農業協同組合のために行う場合を含む。)とする。	に掲げる業務(農業協同組合のために行う場合を含む。)とする。
2 法第十一条の四十七第二項第二号の主務省令で定めるものは、次	2 法第十一条の四十七第二項第二号の主務省令で定めるものは、次
第三十五条 (略)	第三十五条 (略)
(従属業務等)	(従属業務等)
現行	改正案

あるものに限る。)の締結の代理又は媒介 福が主契約に係る保険料及び保険金の額と比して妥当なもので 保険契約(以下この口において「主契約」という。)に付され 保険契約(以下この口において「主契約」という。)に付され 日本の二第一項第一号から第七号までに掲げる保険契約(当該 に対され でその所属保険会社等のために行う保険業法施行規則第二百十 でその所属保険会社等のために行う保険業法施行規則第二百十

までに掲げる保険契約に相当するものでないときは、当該保険約」という。)に付される保険特約が、同項第一号から第四号に掲げる保険契約(当該保険契約(以下この二において「主契院業法施行規則第二百十二条の五第一項第一号から第四号まで二条第二十五項に規定する保険仲立人をいう。)として行う保工、保険業法第二百八十六条の登録を受けた保険仲立人(同法第二

なものであるものに限る。)の締結の代理又は媒介

受当なものであるものに限る。)の締結の代理又は媒介受判の内容と関連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料別第二百十一条の二第一項第一号から第七号までに掲げる保規則第二百十一条の二第一項第一号から第七号までに掲げる保規則第二百十一条の二第一項第一号から第七号までに掲げる保規則第二百十一条の二第一項第一号から第七号までに掲げる保規則第二百十一条の二第一項第一号から第七号までに掲げる保規則第二百十一条の二第一項第一号から第七号までに掲げる保規則第二百十一条の二第一項第一号から第七号までに掲げる保規則第二百十一条の二第一項第一号から第七号までに掲げる保規則第二百十一条の二第一項第一号から第七号までに掲げる保護

(新設)

までに掲げる保険契約に相当するものでないときは、当該保険約」という。)に付される保険特約が、同項第一号から第四号に掲げる保険契約(当該保険契約(以下この7において「主契に入りのでは、1年間に規定する保険仲立人をいう。)として行う保工条第二十一項に規定する保険仲立人をいう。)として行う保工のでは、1年間に規定する保険仲立人をいう。)として行う保工のでは、1年間に対象を受けた保険仲立人(同法第二年に表別では、1年間に対象を表別では対象を表別では対象を表別では対象を表別では対象を表別では対象を表別では対象を表別では対象を表別では対象を表別では対象を表別では対象を表別では対象を表別に対象を表別に対象を表別では対象を表別に対象を表別に対象を表別では対象を表別に対象を表別に対象を表別に対象を表別を表別に対象を表別に対象の表別を表別を表別を表別に対象を表別に対象を表別に対象を表別を表別を表別に対象を表別に対象を表別に対象を表別を表別では対象を表別に対象

額と比して妥当なものであるものに限る。)の締結の媒介であ 係る保険料及び保険金の額が主契約に係る保険料及び保険金の 特約は、主契約の内容と関連性が高く、かつ、当該保険特約に 保険募集人をいう。)がその所属保険会社等のために行う保険 って特定保険募集人 (保険業法第二百七十六条に規定する特定

3 7 五~三十一 (略) (略)

契約の締結の媒介以外のもの

ために行う保険契約の締結の媒介以外のもの 額と比して妥当なものであるものに限る。)の締結の媒介であ 係る保険料及び保険金の額が主契約に係る保険料及び保険金の 特約は、主契約の内容と関連性が高く、かつ、当該保険特約に って生命保険募集人及び損害保険代理店がその所属保険会社の

五~三十一 (略)

3 7

(略)

 \bigcirc 漁業協同組合等の信用事業に関する命令(平成五年大蔵省・農林水産省令第二号)

(組合又は連合会の 子会社の範囲等 改 正 案 組合又は連合会の子会社 現 の範囲等 行

2 第二十六条 する。 する場合を含む。)の主務省令で定めるものは、 法第十七条の二第一 項第二号 (法第九十六条第一項において準用 次に掲げる業務と 2

(略

— 四 略

四の二 号の四において「保険募集」という。)のうち次に掲げるもの きは、 行規則 料及び保険金の額と比して妥当なものであるものに限る。)の 当該保険特約に係る保険料及び保険金の額が主契約に係る保険 において「主契約」という。)に付される保険特約が、 びに次項第三号の四において同じ。)のために行う保険業法施 条第二十四項に規定する所属保険会社をいう。 項第三号の四において同じ。) としてその所属保険会社等 から第五号までに掲げる保険契約 法第二条第十九項に規定する生命保険募集人をいう。ハ及び次 一号から第五号までに掲げる保険契約に相当するものでないと 保険業法第二百七十六条の登録を受けた生命保険募集人(同 保険業法第二条第二十六項に規定する保険募集(次項第三 当該保険特約は、主契約の内容と関連性が高く、 (平成八年大蔵省令第五号) 第二百十二条第一項第一号 (当該保険契約(以下このイ 口からニまで並 かつ、 同項第

締結の代理又は媒介

第二十六条 (略)

する。 する場合を含む。)の主務省令で定めるものは、

四の二 法第十七条の二第一項第二号 号の四において「保険募集」という。)のうち次に掲げるもの 平成八年大蔵省令第五号)第二百十一条第一項第一号から第五 理又は媒介 険金の額と比して妥当なものであるものに限る。)の締結の代 特約に係る保険料及び保険金の額が主契約に係る保険料及び保 該保険特約は、主契約の内容と関連性が高く、 第五号までに掲げる保険契約に相当するものでないときは、 号までに掲げる保険契約 第三号の四において同じ。 第二十項に規定する所属保険会社をいう。 項第三号の四において同じ。)としてその所属保険会社 法第二条第十七項に規定する生命保険募集人をいう。 ハ及び次 「主契約」という。)に付される保険特約が、 保険業法第二百七十六条の登録を受けた生命保険募集人(同 保険業法第二条第二十二項に規定する保険募集(次項第 (当該保険契約 (法第九十六条第一 のために行う保険業法施行規則 (以下このイにおいて ロ及びハ並びに次項 次に掲げる業務と かつ、当該保険 同項第一号から 項において準用 (同条 当

口 約に係る保険料及び保険金の額が主契約に係る保険料及び保険 保険特約は、 号の四において同じ。)としてその所属保険会社等のために行 又は媒介 金の額と比して妥当なものであるものに限る。)の締結の代理 七号までに掲げる保険契約に相当するものでないときは、当該 主契約」という。) に付される保険特約が、同項第一号から第 までに掲げる保険契約(当該保険契約 う保険業法施行規則第二百十二条の二第一項第一号から第七号 法第二条第二十項に規定する損害保険代理店をいう。 保険業法第二百七十六条の登録を受けた損害保険代理店 主契約の内容と関連性が高く、かつ、当該保険特 (以下この口において「 次項第三 (同

理又は媒介 険金の額と比して妥当なものであるものに限る。)の締結の代 号までに掲げる保険契約 特約に係る保険料及び保険金の額が主契約に係る保険料及び保 該保険特約は、 第四号までに掲げる保険契約に相当するものでないときは、 ために行う保険業法施行規則第二百十二条の四第 次項第三号の四において同じ。 「主契約」という。)に付される保険特約が、 .同法第二条第十八項に規定する少額短期保険募集人をいう。 保険業法第二百七十六条の登録を受けた少額短期保険募集人 主契約の内容と関連性が高く (当該保険契約)としてその所属保険会社等の (以下この かつ、 同項第一号から 号から第四 当該保険 において

二条第二十五項に規定する保険仲立人をいう。次項第三号の四二 保険業法第二百八十六条の登録を受けた保険仲立人(同法第

保険金の額と比して妥当なものであるものに限る。)の締結の 険特約に係る保険料及び保険金の額が主契約に係る保険料及び 当該保険特約は、 代理又は媒介 ら第七号までに掲げる保険契約に相当するものでないときは、 に行う保険業法施行規則第二百十一条の二第 項第三号の四において同じ。) としてその所属保険会社のため て「主契約」という。)に付される保険特約が、同項第一号か 七号までに掲げる保険契約 法第二条第十九項に規定する損害保険代理店をいう。 保険業法第二百七十六条の登録を受けた損害保険代理店(同 主契約の内容と関連性が高く、 (当該保険契約 (以下この口におい 一項第一号から第 かつ、当該保 ハ及び次

(新設)

| 二条第二十一項に規定する保険仲立人をいう。次項第三号の四||ハ|| 保険業法第二百八十六条の登録を受けた保険仲立人(同法第|

契約に係る保険料及び保険金の額と比して妥当なものであるも が高く、 るものでないときは、 特約が、 五第一項第一号から第四号までに掲げる保険契約 において同じ。) として行う保険業法施行規則第1 属保険会社等のために行う保険契約の締結の媒介以外のもの 第二百七十六条に規定する特定保険募集人をいう。 のに限る。 (以下この二において「主契約」という。) に付される保険 かつ、当該保険特約に係る保険料及び保険金の額が主 同項第一号から第四号までに掲げる保険契約に相当す)の締結の媒介であって特定保険募集人 当該保険特約は、 主契約の内容と関連性 (当該保険契 一百十二条の (保険業法 がその所

五~十五 (略)

る(組合のために行う場合を含む。)。
る場合を含む。)の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務とす
3 法第八十七条の三第二項第二号(法第百条第一項において準用す

一〜三の三 (略)

三の四 保険募集のうち次に掲げるもの

主契約に係る保険料及び保険金の額と比して妥当なものであるてその所属保険会社等のために行う保険業法施行規則第二百十てその所属保険会社等のために行う保険業法施行規則第二百十不保険業法第二百七十六条の登録を受けた生命保険募集人として、保険業法第二百七十六条の登録を受けた生命保険募集人として、保険業法第二百七十六条の登録を受けた生命保険募集人とし

特約が、 険代理店がその所属保険会社のために行う保険契約の締結の媒 のに限る。)の締結の媒介であって生命保険募集人及び損害保 契約に係る保険料及び保険金の額と比して妥当なものであるも が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び保険金の額が主 るものでないときは、当該保険特約は、 約 三第一項第一号から第四号までに掲げる保険契約 において同じ。)として行う保険業法施行規則第 介以外のもの (以下このハにおいて「主契約」という。) に付される保険 同項第一号から第四号までに掲げる保険契約に相当す 主契約の内容と関連性 (当該保険契 百十一 条の

五~十五 (略)

る(組合のために行う場合を含む。)。 る場合を含む。)の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務とする 法第八十七条の三第二項第二号(法第百条第一項において準用す

一〜三の三 (略)

三の四 保険募集のうち次に掲げるもの

契約に係る保険料及び保険金の額と比して妥当なものであるも特約が、同項第一号から第五号までに掲げる保険契約に相当するものでないときは、当該保険特約は、主契約の内容と関連性るものでないときは、当該保険特約は、主契約の内容と関連性るものでないときは、当該保険特別という。)に付される保険約(以下このイにおいて「主契約」という。)に付される保険約(以下このイにおいて「主契約」という。)に付される保険契約(以下このが属保険会社のために行う保険業法施行規則第二百十一てその所属保険会社のために行う保険業法施行規則第二百十一に表の登録を受けた生命保険募集人として、

ものに限る。)の締結の代理又は媒介

ロ 保険業法第二百七十六条の登録を受けた損害保険代理店とし口 保険業法第二百七十六条の登録を受けた損害保険代理店とし口 保険業法第二百七十六条の登録を受けた損害保険代理店とし口 保険業法第二百七十六条の登録を受けた損害保険代理店とし口 保険業法第二百七十六条の登録を受けた損害保険代理店とし

四号までに掲げる保険契約に相当するものでないときは、当該主契約」という。)に付される保険特約が、同項第一号から第までに掲げる保険契約(当該保険契約(以下この二において「すでに掲げる保険契約(当該保険契約 以下この二において「保険業法第二百八十六条の登録を受けた保険仲立人として行

のであるものに限る。

の締結の代理又は媒介

のに限る。)の締結の代理又は媒介

口

るものに限る。)の締結の代理又は媒介 に保険業法第二百七十六条の登録を受けた損害保険代理店とし なものに限る。)の締結の代理又は媒介 に保険業法第二百七十六条の登録を受けた損害保険代理店とし るものに限る。)の締結の代理又は媒介

(新_設)

四号までに掲げる保険契約に相当するものでないときは、当該主契約」という。)に付される保険特約が、同項第一号から第までに掲げる保険契約(当該保険契約(以下このハにおいて「う保険業法施行規則第二百十一条の三第一項第一号から第四号ハ 保険業法第二百八十六条の登録を受けた保険仲立人として行

兀

(略)

保険契約の締結の媒介以外のもの特定保険募集人をいう。)がその所属保険会社等のために行う金の額と比して妥当なものであるものに限る。)の締結の媒介をの額と比して妥当なものであるものに限る。)の締結の媒介保険特約は、主契約の内容と関連性が高く、かつ、当該保険特

兀

略

社のために行う保険契約の締結の媒介以外のものであって生命保険募集人及び損害保険代理店がその所属保険会金の額と比して妥当なものであるものに限る。)の締結の媒介約に係る保険料及び保険金の額が主契約に係る保険料及び保険保険特約は、主契約の内容と関連性が高く、かつ、当該保険特

農林中央金庫法施行規則(平成十三年内閣府・農林水産省令第十六号)

法第二条第二十一項に規定する損害保険代理店をいう。)とし 法第二条第二条に第二百七十六条の登録を受けた損害保険代理店(同 ロ 保険	 限る。	保険料及び保険金の額と比して妥当なものであるものに限る。	つ、当該保険特約に係る保険料及び保険金の額が主契約に係る	いときは、当該保険特約は、主契約の内容と関連性が高く、か のでな	項第一号から第五号までに掲げる保険契約に相当するものでな が、同	のイにおいて「主契約」という。)に付される保険特約が、同 以下こ	号から第五号までに掲げる保険契約(当該保険契約(以下こ 「項第	法施行規則(平成八年大蔵省令第五号)第二百十二条第一項第 保険業	等をいう。口からニまでにおいて同じ。) のために行う保険業 所属保	その所属保険会社等(同条第二十四項に規定する所属保険会社 て同じ。	法第二条第十九項に規定する生命保険募集人をいう。) として 法第二	保険業法第二百七十六条の登録を受けた生命保険募集人(同 イ 保険	掲げるもの 掲げるもの	保険業法第二条第二十六項に規定する保険募集のうち次に 四の三 保	〜四の二 (略) 一〜四の二	る業務とする。 となる。 となる。	法第七十二条第二項第二号の主務省令で定めるものは、次に掲げ 2 法第七十二条第二	第三十九条 (略) 第三十九条	従属業務等) (従属業務等)	改 正 案
法第二条第十九項に規定する損害保険代理店をいう。ハにおい保険業法第二百七十六条の登録を受けた損害保険代理店(同	の代理又は媒介	に係る保険料及び保険金の額と比して妥当なものであるものに	かつ、当該保険特約に係る保険料及び保険金の額が主契約	のでないときは、当該保険特約は、主契約の内容と関連性が高	同項第一号から第五号までに掲げる保険契約に相当するも	以下このイにおいて「主契約」という。)に付される保険特約	項第一号から第五号までに掲げる保険契約(当該保険契約(保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号)第二百十一条第	所属保険会社をいう。 ロ及びハにおいて同じ。) のために行う	。)としてその所属保険会社(同条第二十項に規定する	法第二条第十七項に規定する生命保険募集人をいう。 ハにおい	保険業法第二百七十六条の登録を受けた生命保険募集人(同	0	保険業法第二条第二十二項に規定する保険募集のうち次に	(略)	る。	二条第二項第二号の主務省令で定めるものは、次に掲げ	(略)	节)	

てその所属保険会社等のために行う保険業法施行規則第二百十 てその所属保険会社等のために行う保険業法施行規則第二百十 で、の所属保険会社等のために行う保険業法施行規則第二百十 で、の所属保険会社等のために行う保険業法施行規則第二百十 で、のの所属保険会社等のために行う保険業法施行規則第二百十

(同法第二百七十六条の登録を受けた少額短期保険募集人へ) 保険業法第二百七十六条の登録を受けた少額短期保険募集人をいう。) としてその所属保険会社等のために行う保険業法施行規則第二百十二条の四第一項第一号から第四号までに掲げる保険契約(当該保険契約(以下このハにおいて「主契約」という。) に付される保険契約(以下このハにおいて「主契約」という。) としてその所属保険会社等のために行う保険業法施行規則 (同法第二条第二十二項に規定する少額短期保険募集人をいう

までに掲げる保険契約に相当するものでないときは、当該保険約」という。)に付される保険特約が、同項第一号から第四号険業法施行規則第二百十二条の五第一項第一号から第四号まで「条第二十五項に規定する保険仲立人をいう。)として行う保工条第二十五項に規定する保険仲立人をいう。)として行う保工のであるものに限る。)の締結の代理又は媒介

保険金の額が主契約に係る保険料及び保険金の額と比して妥当

内容と関連性が高く

か

当該保険特約に係る保険料及び

妥当なものであるものに限る。)の締結の代理又は媒介及び保険金の額が主契約に係る保険料及び保険金の額と比してる保険契約(当該保険契約(以下この口において「主契約」という険契約(当該保険契約(以下この口において「主契約」という険契約(当該保険契約(以下この口において「主契約」というでは別第二百十一条の二第一項第一号から第七号までに掲げる保規則第二百十一条の二第一項第一号から第七号までに掲げる保規則第二百十一条の二第一項第一号から第七号までに掲げる保規則第二百十一条の二第一項第一号から第七号までに掲げる保規則第二百十一条の二第一項第一号から第七号までに掲げる保

(新設)

までに掲げる保険契約に相当するものでないときは、当該保険約」という。)に付される保険特約が、同項第一号から第四号に掲げる保険契約(当該保険契約(以下この八において「主契に集第二十一項に規定する保険仲立人をいう。)として行う保工条第二十一項に規定する保険仲立人をいう。)として行う保工の、保険業法第二百八十六条の登録を受けた保険仲立人(同法第二

五~三十 (略) エ~三十 (略)

ために行う保険契約の締結の媒介以外のものって生命保険募集人及び損害保険代理店がその所属保険会社の係る保険料及び保険金の額が主契約に係る保険料及び保険金の額が主契約に係る保険料及び保険金のために、主契約の内容と関連性が高く、かつ、当該保険特約に

3~8 (略) 五~三十 (略)

3 8

(略)

11